

9月11日は

衆議院議員総選挙と



必ず投票しましょう(二之宮小の投票所で)

39の指定病院・施設

入院や入所中の人

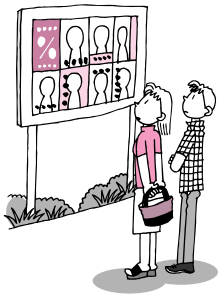
県選挙管理委員会が指定した病院、老人・身体障害者施設などに入院・入所中の人は、施設内で投票できます(付添いの人ではありません)。市内指定病院・施設は次の三十九カ所です。

前橋赤十字病院、群馬中央総合病院、群馬大附属病院、県立心臓血管センター、厩橋病院、関口整形外科病院、赤城病院、前橋協立病院、上毛病院、済生会前橋病院、老年病研究所附属病院、上毛泌尿器科記念善衆会病院、上武呼吸器科内科病院、わかば病院、富沢病院、老年病研究所附属介護保険リハビリテーション病院、陽光苑、あずま荘、青

公設ポスター掲示場

市内694カ所

小選挙区の候補者の選挙運動用ポスターは、市内六百九十四カ所の公設「ポスター掲示場」に掲示。それ以外の場所には掲示されません。皆さんが候補者を選ぶ参考にしてください。な



梨子荘、一羊館、サンビューぐんま、やまぶき、前橋老人ホーム

明風園、恵風園、上毛の里、ケアハウス前橋、すみれ荘、ほのぼの荘、春日の里、あじさい園、シャリテイエまえばし、明光園、鐘の鳴る丘愛誠園、第二明光園、元気の郷、清里荘、桂荘、青空。

不在者投票制度も

重度身体障害者など

次に該当する重度身体障害者で市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている人は、自宅で郵便などによる不在者投票ができます。投票用紙請求は九月七日 までです。

身体障害者手帳の場合は、両下肢・体幹・移動機能の障害が一級か二級、心臓・じん臓・呼吸

器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が一級か三級、免疫障害の程度が一級から三級まで、戦傷病者

手帳の場合は、両下肢・体幹の障害が特別項症から第二項症まで、内臓機能の障害が特別項症から第三項症まで、介護保険被保険者証の場合は要介護状態区分「要介護5」。

不在者投票の代理記載

郵便などで不在者投票ができる選挙人のうち、次に該当する人は市選挙管理委員会委員長にあらかじめ代理記載人の届けをした人のみ代理投票をさせることができます。

身体障害者手帳に上肢または視覚の障害程度が一級と記載されている、戦傷病者手帳に上肢または視覚の障害程度が特別

項症から第二項症までと記載されている。

市外に滞在している人

投票する資格があつて市外に滞在中の人は、滞在する市町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票ができます。滞在している市町村選挙管理委員会で説明を受け、早めに請求手続きを。

在外投票

在外選挙人名簿に登録されている人で一時帰国している人や帰国者で一般の選挙人名簿に登録されない人は、期日前投票や選挙期日における指定在外選挙投票所(東和銀行本店・本町二丁目)での投票制度など、国内の投票制度を利用して、衆議院比例代表のみ投票できます。在外選挙人証を用意してください。

開票は午後8時50分から

県HPで投票速報

開票は午後八時五十分から、第一区・一中、第二区・五中、第三区・桂萱小、第四区・敷島小、第五区・元総社中、第六区・宮城体育館で行います。

また、投票状況は午前九時現在から、開票状況は午後十時現在から、市役所西玄関に掲示するとともに、インターネットで速報。県ホームページ(<http://www.pref.gunma.jp/senkan/in dex.html>)をご覧ください。

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した次の三種類の選挙公報が新聞折り込みで各家庭へ届けられます。

3つの選挙公報を

7日朝刊に折り込み

小選挙区(第一区)の候補者の氏名、政見などを掲載した選挙公報、比例代表選挙(北関東

小選挙区(第一区)の候補者の氏名、政見などを掲載した選挙公報、比例代表選挙(北関東